

第4回 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部会議概要

1 開催日時：平成23年3月12日（土） 8：30～9：15

2 場所：官邸4階大会議室

3 出席者：

【本部長】菅直人内閣総理大臣＜代理：枝野官房長官＞

【副本部長】松本龍内閣府特命担当大臣（防災）・環境大臣、

枝野幸男内閣官房長官・内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

【本部員】片山善博総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）・地域活性化担当大臣、江田五月法務大臣、松本剛明外務大臣、野田佳彦財務大臣、高木義明文部科学大臣、細川律夫厚生労働大臣、鹿野道彦農林水産大臣、海江田万里経済産業大臣、大畠章宏国土交通大臣・海洋政策担当大臣、北澤俊美防衛大臣、中野寛成国家公安委員会委員長・公務員制度改革担当大臣・拉致問題担当大臣、自見庄三郎郵政改革担当大臣・内閣府特命担当大臣（金融）、蓮舫内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全、行政刷新）、与謝野馨内閣府特命担当大臣（経済財政政策、少子化対策、男女共同参画）・社会保障・税一体改革担当大臣、玄葉光一郎国家戦略担当大臣・内閣府特命担当大臣（「新しい公共」、科学技術政策）・宇宙開発担当大臣、伊藤哲朗内閣危機管理監

【その他】藤井内閣官房副長官、福山内閣官房副長官、瀧野内閣官房副長官、阿久津内閣府大臣政務官、梶田内閣法制局長官、羽鳥気象庁長官

4 配布資料

- ・ 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震について（第16報）（緊急災害対策本部提出資料）
- ・ 「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」について（第8報）（気象庁提出資料）
- ・ 平成23年3月12日03時59分頃の長野県北部の地震について（第2報）（気象庁提出資料）
- ・ 気象状況について（気象庁提出資料）
- ・ 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置（第27報）（警察庁提出資料）
- ・ 新潟県中越地方を震源とする地震による被害状況と警察措置（第5報）（警察庁提出資料）
- ・ 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に関する被害状況等について（3月12日0730現在）（総務省提出資料）

- ・ 県と市町村との連絡状況（3月12日 7:20 現在）（総務省提出資料）
- ・ 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖・中越地震（第18報）（消防庁提出資料）
- ・ 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況及び対応について（3月11日 24時30分現在 厚生労働省提出資料）
- ・ 東北地方太平洋沖地震について（第7報）概要版（国土交通省提出資料）
- ・ 東北地方太平洋沖地震における国土交通省の今後の対応方針（国土交通省提出資料）
- ・ 農林水産省提出資料
- ・ 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る文部科学省所管施設の被害状況等原子力施設関係の状況及びこれまでの対応等について（文部科学省提出資料）

5 議事次第

1. 開会（内閣官房副長官）
2. 内閣官房長官発言（内閣官房長官）
3. 各省庁からの報告
 - 地震情報等について（国土交通大臣、気象庁長官）
 - 被害及び対応状況等について（各大臣）
4. 内閣官房長官発言（内閣官房長官）
5. 閉会（内閣官房副長官）

6 議事概要

（1）内閣官房長官（本部長代理）より冒頭発言

皆さん夜を徹してご尽力いただいたかと思うが、特に、現場で頑張っていた自衛隊、消防、警察、色々な部局の現場の皆さんが現地で既に全力を挙げて救援救難活動に取り組んでいただいている。明治以降でも最大規模の地震となった。今、報告されているだけでも、1,000人以上の方が被害に遭われて命を落とされたのではないかとみられている状況である。残念ながら、状況の把握を考えると、それを大幅に超える被害が生じているという状況である。

また、福島原子力発電所では、原災法15条事象が発生し、万全を期すため既に避難をいただいているという状況を生じている。さらには、今朝も早い時間震度6強を長野で観測するという、正確には余震という扱いができるかどうか分からないが、こうした余震も含めて揺れている状況である。閣僚の皆さんにはそれぞれ現場で最前線の努力を既にいただいていると思うが、引き続き緊張感を持って、持てる力を最大限発揮していただいて、救援救難活動に当たっていただきたい。断片的な情報でまだ全体像ではないが、石巻の海の方で、自衛隊がヘリコプターで座礁している船から10人余りを救い上げて、さらにはそれを海保で引き継いでいただいて80人を救出等、次々と、各担当の現場の皆さんのご努力で、

孤立している方、危機にある方を救難しているという情報も入ってきている。

総理も自ら、現場の状況をしっかりと把握をしたいということで、今朝6時14分、防衛省のヘリコプターで現地に今入っているという状況である。総理にはこの状況をしっかりとご自身で把握していただいたのち、また昼前後、お集まりいただいてご指示とご相談をしたいと思うが、内閣を挙げて、いやこの国の国力を挙げて被害に遭われた方の救援救難に当たっていきたいと思う。よろしく願います。

(2) 資料に基づき、出席者より説明。

(3) 上記のほか主な発言は次の通り。

○昨日、宮城県へ東内閣府副大臣を団長とする政府調査団29名を派遣した。宮城県災害対策本部会議に出席し、被害状況を確認するとともに、知事からは「とにかく人命救助を優先する」との報告があった。これを踏まえ、本日6時、宮城県に東内閣府副大臣を本部長とする現地対策本部を立ち上げた。引き続き宮城県と緊密な連携を取りながら、全力を挙げて、一層の災害応急対策を進めていく。

また、本日、8時50分に岩手県へ平野内閣府副大臣を団長とする政府調査団23名を、9時20分に福島県へ吉田財務大臣政務官を団長とする政府調査団25名を、派遣する予定である。(防災担当大臣)

○厚生労働省においては、発災後ただちに、厚生労働省災害対策本部を立ち上げ、災害拠点病院、国立病院、日赤病院、労災病院等の被害状況及び傷病者受入の可否についての報告を指示し、情報収集に努めている。

災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣については、25時現在、46チームが活動している。

水道関係では、東北・関東地方において少なくとも60万戸で断水被害が生じている。現在各県を通じて詳細な被害状況を確認しているほか、被災県以外の水道事業者に対し、応急給水、応急復旧の協力を要請した。

災害救助法については、現在、岩手県下の12市町村、宮城県下の全35市町村において適用がなされ、災害救助法に基づき避難所の設置などの措置を実施した。その他、福島県、茨城県、東京都からも適用を検討の旨報告を受けた。

宮城労働局内に現地連絡本部を設置し、引き続き関係地方公共団体と緊密に連携し、災害対策に全力を尽くす所存である。(厚生労働大臣)

○福島第一原子力発電所については、原子炉の圧力が高まっているおそれがある。若干、放射能が漏れている。11日19時3分、緊急事態宣言を発出し、現在発電所から半径10キロ圏内の住民を避難させているところである。福島第二原子力発電所についても緊急事態宣言に追加し、周辺の住民に避難勧告を行う。(経済産業大臣)

○福島第一原子力発電所における原災法第15条事象発生の通報を原子力安全・保安院から受け、文部科学省原子力災害対策支援本部において情報収集等に努めているところである。また、現地政府対策本部に対し、当省職員及びモニタリング

及び被ばく医療の専門家等を派遣しており、全力で支援していく所存である。

なお、文部科学省が安全規制を担当する試験研究炉の原子炉施設等については、現在のところ異常があるとの報告は受けていない。(文部科学大臣)

○宮城、岩手、福島、北海道、新潟の各道県の自衛隊に派遣等が可能か確認している。米軍からは空母ロナルド・レーガンが海上での救援活動を準備しているところである。福島の原子力発電所へは、中央特殊武器防護隊等で対応中である。(防衛大臣)

○東北への食料供給については、緊急輸送できるように防災担当大臣は体制を整備していただきたい。(農林水産大臣)

○大学入学試験について延期や試験時間の繰り下げ等を各大学に要請する。(文部科学大臣)

○50の国と地域から支援の申し入れがあり、オーストラリア、韓国、ニュージーランド等からのレスキュー隊及び救助犬を受け入れることとしている。また、韓国からの救援チームが到着する予定である。(外務大臣)

○被災者が預金通帳を紛失しても預金の払い戻しができるよう各金融機関に要請した。被災者への情報伝達にアマチュア無線を活用すべきではないか。(金融担当大臣)

○石巻港で建造中の貨物船が津波で漂流した件について、乗り組んでいた作業員80名を全員救助したとの報告を受けている。(国土交通大臣)

(4) 内閣官房長官(本部長代理)より締めくくりの発言

各閣僚からの説明を総合すると、被害が今後さらに拡大していくことは明らかである。各閣僚におかれては、持ちうる最大限の能力を発揮させ、さらに被災者の救出・救助及び物資の支援等に全力を挙げて取り組んでいただきたい。また、地方公共団体からの要請については、引き続き迅速かつ全面的に支援していただきたい。

(以上)

※本会議概要は各種資料等を元に、平成24年3月1日に作成。